

◇安心・安全のための対応マニュアル ご家庭・事業所相互掲示板◇

日常的な安全・衛生の対応

【お子様への対応】

- *安全面***
- ①連絡帳等を通して保護者からの連絡事項等を確認します。
 - ②利用時間中、怪我等の有無を確認します。
 - ③連絡帳や口頭等で様子を保護者にお伝えします。
 - ④日々の保護者とのやり取りや定期的な面談を通して状況の共有を行います。
 - ⑤玄関ドア・窓には飛び出し防止等のため施錠します。

- *衛生面***
- ①送迎車両乗車時や昼食、おやつ摂取前に検温・アルコール消毒を行います。
 - ②ケガ、病氣(体調不良)等の健康を確認します。
 - ③検温や服薬を確認します。
 - ④着替え等の持ち物を確認します。
 - ⑤アレルギーを確認します。

【事業所としての対応】

- *安全面***
- ①活動道具等の備品の不具合を確認し、危険防止のためハサミ等の管理を行います。
 - ②送迎車両の整備点検、毎月月末に行います。
 - ③送迎出発前に車両のタイヤ等の不具合を確認します。
 - ④防犯カメラを設置しています。
 - ⑤防災備品やAED設置、避難経路の確認をしています。
- *衛生面***
- ①活動場所、備品、トイレ、車両等の清掃、消毒を行います。
 - ②温湿度計を活動部屋に設置し、適切な環境にします。
 - ③11月～3月まで加湿器を設置し、消毒を徹底し、感染症対策を行います。
 - ④嘔吐物処理する道具を事務内と車両に準備します。
 - ⑤軽度のケガ等の応急医療具を準備します。

台風・大雨・積雪等の対応

【ご利用前】

●指宿市に災害級の警報が発令された場合には、原則「臨時休業」をいたします。

※保護者様が住みのエリアが危険と独自で判断された場合は、ご利用を見合わせていただき、当事業所へご連絡をお願いいたします。

【ご利用中】

●ご利用中に災害級の警報が発令された場合には、安全を確認した上で事業所より「サービスの中止と降所時間」を保護者の方に、ご連絡いたします。
その後、送迎利用者の方は、送迎いたしますが、天候・交通状況が、危険と判断した時には、事業所に待機していただきます。
(その際には、再度ご連絡いたします。)

ケガ・病気の対応

- ・ケガの原因になるものが無いよう、環境整備に努めます。
- ・危険場所や危険物の点検と改善を行います。
- ・職員は、医学的知識をできるだけ身に付け、早期発見のため、研鑽を積みみます。
- ・ケガや病気が発生した場合、まず意識の有無、呼吸の状態、出血の有無、脈拍、顔色、四肢の状態等を観察し、正確な判断のもとに、素早く対応し、救急処置を行います。
- ・少しでも異常を感じたら、直ぐに医療機関に連絡を取ります。
- ・異常を『見落とさない』『見過ごさない』ようにします。
- ・速やかに保護者様へ連絡をします。
- ・事故発生時は「事故防止対応・安全マニュアル」に準じて対応を行います。

感染症対策

- ・正しい手洗いを励行します。
- ・嘔吐物、便の取り扱いや処理時には必ず使い捨て手袋を使用します。
- ・複数の人が頻りに触れる取っ手、スイッチ等は、1日1回の消毒(アルコール)を行います。
- ・空気感染対策のため、換気に気を付けます。
- ・職員の清潔保持、体調管理に気を配ります。
- ・利用者の日常の健康状態の把握を行います。
- ・登所の際や、学校や保育園、こども園等の施設に迎えに行った際、検温を行います。摂氏37.5度以上ある方は、利用を控えていただいています。
- *対応
- ・感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応依頼を行います。
- *【学校保健安全法施行規則】に準じた登所停止期間の基準を設けていますが、学校や保育園、こども園等に通える状態になるまで、利用を控えていただくことがあります。
- ・事故発生時は「感染症マニュアル」に準じて対応を行います。

熱中症の対応

- ・外出前にアラートの発令有無を確認します。
 - ・帽子等の着用を徹底します。
 - ・外出時、救急セットや予備水分を携帯します。
 - ・活動環境を把握し、運動、休息等を行います。
 - ・個々の体調確認や体質に留意します。
 - ・移動時の車内や駐車時の車内環境を整えます。
 - ・体調不良があった際は、「熱中症チェック、経過シート」を活用し、状態の把握を行い、「事故防止対応・安全マニュアル」に準じて対応を行います。
- *活動制限**
- ・熱中症特別警戒アラート、熱中症警戒アラート発令中は屋外での活動を中止します。
 - ・暑さ指数31以上(気温35℃以上)の際は、日陰等での全身が濡れる水遊び以外の屋外活動を中止します。
 - ・上記以外の場合、環境条件によって制限を検討します。

不審者・防犯の対応

- ・玄関ドアは原則として、常時施錠します。
 - ・玄関ドアの鍵は、必ず、職員が携帯します。
 - ・窓は職員がいる際は開けることができますが、危険時は閉めたり、施錠したりして、対応できるように意識します。
 - ・利用者、保護者様、身元が判明している来訪者以外は、原則として、インターフォンで対応します。
- *事件発生時**
- ・異常事態が発生したら、利用者の安全確保をします。
 - ・直ぐに110番通報します。
 - ・暴力行為抑止と退去の説得をします。
- *事後対応**
- ・情報の整理と提供をします。
 - ・被害者等の心のケアを行います。
 - ・保護者様へ説明を行います。
 - ・再発防止策の検討を行います。
 - ・事故発生時は「不審者対応マニュアル」に準じて対応を行います。

所在不明の対応

- *発生時**
- ・所在不明が発生したら、利用者把握職員を除く職員を対策本部(事務所)に召集します(放送等を活用)。
 - ・所在不明者の情報を集めます。
 - ・本部長は職員に施設内外の搜索の指示を出します。
 - ・搜索(第1次搜索)を開始します。
 - ・保護者様に連絡を行い、自宅待機していただくようお願いをします。
 - ・目撃情報の有無の確認の電話を行います。
 - ・第2次搜索に移行することを周知します。
 - ・警察や消防等に連絡を行います。
 - ・対策本部は情報の整理を行います。
 - ・搜索班は対策本部にごまめに情報を入れます。
 - ・保護者様に経過を伝えます。
- *発見時の対応**
- ・安全な場所に保護後、怪我等身体をチェックを行います。
 - ・保護者様と連絡した搜索協力機関等に発見の連絡を行います。
 - ・必要に応じて病院受診を行います。
 - ・事故発生時は「所在不明搜索マニュアル」に準じて対応を行います。

屋外活動・送迎の安全対応

- 【送迎】**
- ・送迎者は、事前にアルコールチェッカーでチェックし、チェック表に「確認方法」「酒気帯びの有無」の欄に記入します。
 - ・運転者、介助者が、乗車していた人数と降車する人数が合っているか確認します。
 - ・年齢や日々の体調の変化に合わせ、食事量の調整を行います。
 - ・年齢や咀嚼レベルに合わせた食材の大きさ、硬さにも対応します。
 - ・利用者の食事情報(食事形態、アレルギーの有無、使用食器、提供量等)を記載した食札プレートを作成し、個別対応の充実化と配膳ミスの防止を図ります。
 - ・食事提供時
 - ・支援者、利用者は、手指洗浄と消毒を徹底します。
 - ・食事前に検温の実施、体調の変化が無い様子確認を行います。
 - ・危険箇所の把握、緊急時の職員の役割分担の把握を行います。
 - ・移動時や外出先で定期的に人数確認を行います。
 - ・体調変化に留意して活動を行います。
 - ・事故発生時は「事故防止対応・安全マニュアル」に準じて対応を行います。
- 【屋外活動】**
- ・活動前の健康観察を行います。
 - ・外出時は救急セットを携帯します。
 - ・危険箇所の把握、緊急時の職員の役割分担の把握を行います。
 - ・移動時や外出先で定期的に人数確認を行います。
 - ・体調変化に留意して活動を行います。
 - ・事故発生時は「事故防止対応・安全マニュアル」に準じて対応を行います。

食事面の対応

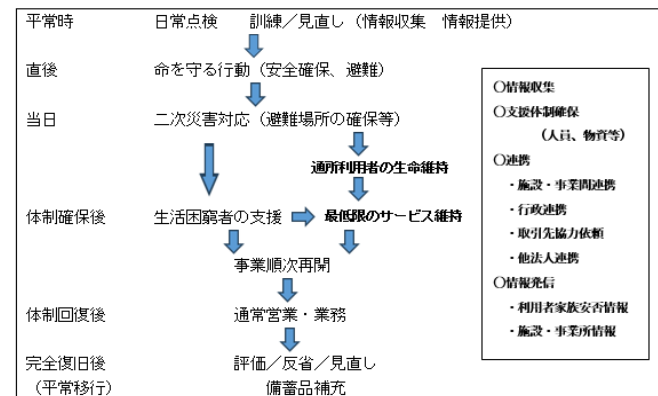
- ・調理時
- ・加熱食材は、中心温度85℃以上になるように、しっかりと加熱調理します。
- ・野菜や肉、魚等、食材ごとに包丁と、まな板を色分けして使用します。
- ・調理従事者は、清潔な身だしなみ、体調管理を徹底します。
- ・年齢や日々の体調の変化に合わせ、食事量の調整を行います。
- ・年齢や咀嚼レベルに合わせた食材の大きさ、硬さにも対応します。
- ・利用者の食事情報(食事形態、アレルギーの有無、使用食器、提供量等)を記載した食札プレートを作成し、個別対応の充実化と配膳ミスの防止を図ります。
- ・食事提供時
- ・支援者、利用者は、手指洗浄と消毒を徹底します。
- ・食事前に検温の実施、体調の変化が無い様子確認を行います。
- ・危険箇所の把握、緊急時の職員の役割分担の把握を行います。
- ・移動時や外出先で定期的に人数確認を行います。
- ・体調変化に留意して活動を行います。
- ・事故発生時は「事故防止対応・安全マニュアル」に準じて対応を行います。

火災・地震・津波等の対応

【火災・地震・津波への備え】

- ・各種チェックリストを活用し、建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策を行います。
- ・建物内外、建物周辺の定期点検及び安全対策の時期は、年12回(毎月)とします。
- ・毎月の火災避難訓練、年2回地震避難、津波避難訓練を行っています。

● 行動基準



【火災・地震・津波 発生時】

- ※事業所利用者に対しての支援策
- ・災害直後は安全確認、声掛け、不安の解消、居場所の確保及び負傷者の手当てを行います。
 - ・災害当日は可能な限り飲料水、食事の確保・提供と家族への安全確保情報の提供を行います。

● 避難を開始するタイミング、判断の考え方

- 浸水被害の場合
- ・高齢者等避難(警戒レベル 3)が出された場合。
- ・大雨警報が続き、二反田川氾濫警戒情報が発令された場合。
- ・二反田川の流域雨量指数が、3時間先までに警報基準を大きく超過した基準に到達すると予測されるとき。

洪水(二反田川)避難基準

発令種類	発令基準	警戒レベル	気象警報等
緊急安全確保	大雨により、災害が発生、または重大な災害が起こる恐れが著しく大きいとき。	レベル5	大雨特別警報(浸水害)
避難指示	3時間先までに二反田川の流域雨量指数が警報基準を大きく超過した基準に到達すると予想されるとき。	レベル4	洪水警報
高齢者等避難	3時間先までに二反田川の流域雨量指数が警報基準に到達すると予想されるとき。	レベル3	

※上記基準のほか、河川の水位等も踏まえ発令されます。

【火災・地震・津波発生直後】

- (1) BCP発動基準(自然災害発生時における業務継続計画)

【地震による発動基準】

- ・緊急時体制は、指宿市周辺において、震度6以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置します。

【水害による発動基準】

- ・業務中、大雨警報(土砂災害)、レベル3以上の警報、津波警報は発令された場合。
- ・台風により記録的短時間大雨警報が発令された場合。

● 避難場所、避難経路

- ・避難先は指定緊急避難場所とします。(当施設周辺の浸水深は0.3m未満であり、屋内安全確保は危険であるため、警戒レベル3以上が発令された場合には、立ち退き避難とする。)

- ・避難場所①「わかば2階」に避難するが、「わかば2階」が満員であった場合は一次避難場所②「指宿市役所」、次に二次避難場所の「ふれあいプラザなのな館」へ避難します。また、津波警報が発令された場合には、「指宿高等学校」に向かいます。

- ・逃げ遅れや、激しい雨が継続するなどして、避難場所①「わかば2階」に移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合は、避難場所②「指宿市役所」に避難します。(浸水区域外への移動を優先します)

【火災・地震・津波発生後】

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ・児発管をリーダーとして支援者・事務職員は、館内に登所している利用者家族に安否情報を連絡します。
- ・「NTT 災害用伝言ダイヤル」や「Web171」の活用

【医療機関への搬送方法】

- ・公用車、私用車を含め、ルートの安全を確保しながら搬送します。

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	2階(会議室、職員室、遊戯室)	2階(療養室1・2、医務室)
避難方法	徒歩移動、職員介助	同左

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	指宿市役所	指宿高等学校
避難方法	送迎車輛にて避難。 (津波時には徒歩移動)	同左

緊急連絡先

わかば

(営業時間内 8:30 ~ 17:30) : 0993-26-3502
(営業時間外)メール : wakaba-01@seagreen.ocn.ne.jp